

函館工業高等専門学校学生会規約

昭和38年6月1日

制定

函館工業高等専門学校学生会準則の規定に基づき、かつ、規約調査委員会の答申に基づき、この規約を制定する。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は学生の自主的活動を通じて学生生活の充実を計ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は本校在籍の学生全員をもつて構成する。

(顧問)

第4条 本会は本校在職の教員全員を顧問とする。

2 会長が必要と認めた場合、本校在職の事務職員中からも顧問を委嘱することができる。

(会員の権利、義務)

第5条 会員は次の権利を有し、義務を負う。

- 一 会員はこの規約に定める各種役員の選挙権を有する。
- 二 会長、会計委員、会計監査委員については、卒業年次の学生の被選挙権は認めない。
- 三 会員は規約を遵守し、本会の運営に協力する義務を負う。
- 四 会員は別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

2 前項の入会金及び会費については本規約第9章の規定による。

(機関)

第6条 本会はその運営のために次の機関を置く。

- 一 学生総会
- 二 評議会
- 三 ホームルーム
- 四 事務局及びその外局

五 クラブ

六 選挙管理委員会

第2章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 会計委員 2名
- 三 会計監査委員 2名

2 前項の役員は全会員の直接選挙によつて選出される。

3 会長は本会の運営のために第1項の役員の他に次の役員を任命するものとする。

- 一 副会長 若干名
- 二 書記 若干名
- 三 その他会長が必要と認めた役員

(任務)

第8条 前条の役員の任務は次のとおりとする。

- 一 会長 会長は本会を代表し、会務を総括するものとする。
- 二 会計委員 会計委員は本会の会計に関する事務を取扱うものとする。
- 三 会計監査委員 会計監査委員は本会を監査するものとする。

2 前条第3項の役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 副会長 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行するものとする。
- 二 書記 書記は、本会の会務に関する事務を取り扱うものとする。
- 三 その他の役員の任務はそのつど会長の指示によるものとする。

(任期)

第9条 第7条第1項の役員の任期は、1年とする。

2 前項の任期は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

3 任期満了前に欠員が生じ、その補充がなされた場合、その任期は前任者の残余とする。

4 第7条第3項の役員の任期は、会長の任意によるものとする。

(交替)

第10条 第7条第1項の役員の交替は原則として春季学生総会において行われるものとする。

(会長の拒否権及び解任)

第11条 会長は、学生総会の決議に対して1回に限り拒否権を行使することができるものとする。

2 前項の拒否に対して学生総会が重ねて同一の決議を行つた場合、会長は直ちに解任されるものとする。

3 前項の議事の細則については、別に定める議事細則による。

第3章 学生総会

(権限)

第12条 学生総会は本会の最高議決機関とする。

(種類)

第13条 学生総会の種類は次の2つとする。

- 一 定期学生総会
- 二 臨時学生総会

(定期学生総会)

第14条 定期学生総会は年一回開催する。

2 前項の総会は新年度始業日以後その日を含めて30日以内に開催されるものとする。

(臨時学生総会)

第15条 臨時学生総会は次の各号の一に該当する場合招集されるものとする。

- 一 会長がその必要を認めた場合
- 二 評議会がその開催を決議した場合
- 三 休学者を除く会員総数の3分の1以上が連署によつて会長にその開催を要求した場合

(招集)

第16条 学生総会は原則として会長が招集するものとする。

2 総会の招集はおそくともその開催の72時間以前に公示をもつてなされることを原則とする。

3 前項の公示には議題が明示されるものとする。

(定足数)

第17条 学生総会の定足数は、休学者を除く会員数の3分の2とする。

(議事細則)

第18条 学生総会の議事細則は別に定める。

第4章 評議会

(権限)

第19条 評議会は学生総会に次ぐ議決機関とする。

(種類)

第20条 評議会の種類は次の2つとする。

- 一 定例評議会
- 二 臨時評議会

(定例評議会)

第21条 定例評議会は年4回開催されることを原則とする。

(臨時評議会)

第22条 臨時評議会は次の各号の一に該当する場合招集されるものとする。

- 一 会長がその必要を認めた場合
- 二 評議会議員の3分の1以上が連署によつて会長にその開催を要求した場合

(評議員)

第23条 評議会の評議員は各ホームルームごとに2名選出されるものとする。

- 2 前項の議員の選出方法は、各ホームルームの任意とする。
- 3 議員の任期は原則として毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 4 議員の変動が生じた場合は最寄り評議会開催前にその旨会長に届け出るものとする。
- 5 任期満了前に欠員が生じてその補充がなされた場合、その任期は前任者の任期の残余とする。

(招集)

第24条 評議会は会長が招集するものとする。

- 2 評議会の招集はおそくともその開催の48時間前に公示をもつてなされることを原則とする。
- 3 前項の公示には議題が明示されるものとする。

(定足数)

第25条 評議会の定足数は議員総数の3分の2とする。

(議事細則)

第26条 評議会の議事細則は別に定める。

第5章 ホームルーム

(機能)

第27条 ホームルームは会員と会長あるいは評議会と媒介し、本会の運営に寄与する。

第6章 事務局及びその外局

(事務局の機能)

第28条 事務局は会長の責任事項に関する事務を遂行する。

(事務局の構成)

第29条 事務局は次の役員によつて構成される。

- 一 本規約第7条第1項の役員
- 二 本規約第7条第3項の役員

(外局の設置)

第30条 外局は会長の責任事項のうちでその機能が特別のものに関して会長がこれを設置する。

2 前条の外局に関する細則は別に定める。

第7章 クラブ

(組織)

第31条 クラブは本規約第2条の目的を達成するために個々の分野に応じて同好者によつて組織されるものとする。

2 クラブは学生会準則第4条により顧問の教員を持つものとする。

(経費)

第32条 クラブは、その経費の一部又は全額を会長に要求し、その支給を受けることができる。

(新設, 廃止)

第33条 クラブの新設及び廃止は, そのつど評議会の承認を必要とする。

(細則)

第34条 クラブに関する細則は別に定める。

第8章 選挙管理委員会

(機能)

第35条 選挙管理委員会は本規約第7条第1項の役員の選挙を管理するものとする。

(構成)

第36条 選挙管理委員会の委員は各ホームルームごとに2名選出されるものとする。

2 前項の委員は本規約第7条の役員及び第23条の評議会議員を兼任することができない。

(任期)

第37条 前条の委員の任期は1年とする。

2 前項の任期は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終るものとする。

3 任期満了前に欠員が生じその補充がなされた場合, その任期は前任者の任期の残余とする。

(細則)

第38条 選挙管理委員会の細則は別に定める。

第9章 入会金及び会費

(額の決定)

第39条 入会金及び会費の額は次会計年度の分に関し毎年定期学生総会によつて議決されるものとする。

2 前項の入会金及び会費の額は前条の議決に基づき校長の承認をもつて最終決定とする。

(納入)

第40条 納入の期日及び方法は本会と本校総務課との協議を経て本校総務課経理係長の指示によるものとする。

第10章 会計及び会計監査

(年度)

第41条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(細則)

第42条 会計及び会計監査事務に関する細則は、別に定める。

第11章 予算及び決算

(予算の決定)

第43条 予算の決定は、毎年度定期学生総会において決議されるものとする。

(予算会議)

第44条 前条の予算案は学生総会提出に先だち、特設の予算会議において審議されるものとする。

- 2 前項の予算会議は、各クラブ1名の代表者によつて構成されるものとする。
- 3 予算会議において会長がその必要を認めた場合、別にその細則を定めることができる。

(追加補正予算)

第45条 会長がその必要を認めた場合、追加補正予算が編成されることができるものとする。

- 2 前項の追加補正予算案が編成される場合、その補正予算案は評議会において決議されるものとする。

(決算)

第46条 決算は、定期学生総会において承認を受けるものとする。

- 2 評議会の要求があつた場合、年1回に限り決算の中間報告がなされるものとする。

第12章 事業計画書及び事業報告書

(事業計画年度)

第47条 事業計画年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(事業計画書の作成)

第48条 会長は事業計画書を作成し、評議会の承認を経て学生主事に提出し、校長の承認を得なければならない。

- 2 前項の計画書の提出期日は9月末日までとする。

(事業報告書の作成)

第49条 会長は事業報告書を作成し、評議会の承認を経て学生主事に提出し、校長の承認を得なければならない。

2 前項の報告書の種類は次の2つとする。

- 一 中間報告書
- 二 年度末報告書

3 前項第1号の報告書の提出期日は前期終業日以前とし、第2号の報告書の提出期日は翌年後期終業日以前とする。

第13章 細則の制定及び改廃

(制定)

第50条 細則は、評議会の承認を経て会長がこれを制定する。

(改廃)

第51条 細則の改廃は、評議会の承認を経て会長がこれを行う。

第14章 規約改正

(発議)

第52条 規約改正の発議は会長、評議員及び一般会員によつてなされるものとする。

2 評議員発議は、評議員総数の過半数の連署によつてなされるものとする。

3 一般会員発議は、80名以上の会員の連署によつてなされるものとする。

(評議会審議)

第53条 前条の発議案は、すべて評議会の審議に付されるものとする。

2 発議案が評議員総数の3分の2以上の賛成を得たとき、会長はこれを全会員の投票に付するものとする。

3 発議案が評議員総数の3分の2以上の賛成を得なかつたときその発議案は廃案となる。

(全員投票)

第54条 前条第2項の全員投票は、原則として発議案成立後その日を含めて10日以内に行われるものとする。

(校長承認)

第55条 前条で成立が決定した発議案は、前条の投票日以後その日を含めて7日以内に校

長承認の申請をしなければならない。

(発効)

第56条 前条の承認をうけた発議案は、校長承認をうけたその日から発効する。

附 則

この規約は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年3月7日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年10月8日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。